

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

第 2 3 号 議 案 島 原 市 教 育 委 員 会 教 育 長 の 選 任 に つ い て

第 2 4 号 議 案 島 原 市 教 育 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者 の 選 任 に つ い て

平 成 2 5 年 7 月 1 2 日 臨 時 会

第 2 3 号議案

島原市教育委員会教育長の選任について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 6 条第 2 項の規定により、教育長を選任する。

平成 2 5 年 7 月 1 2 日提出

島原市教育委員会

教育長職務代理者 教育次長 寺田 集施

提案理由

平成 2 5 年 7 月 1 0 日の清水前教育長の任期満了にともない、次期教育長を選任しようとするものである。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命する。

2～4 略

(兼職禁止)

第6条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員もしくは地方公務員法第28条の5第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

(教育長)

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第6条の規定にかかわらず当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定の適応を妨げない。

4 略

第 2 4 号議案

島原市教育委員会委員長職務代理者の選任について

島原市教育委員会委員長職務代理者が、平成 2 5 年 7 月 1 0 日をもって任期満了となったため、委員長職務代理者を選任する。

平成 2 5 年 7 月 1 2 日提出

島原市教育委員会

教育長職務代理者 教育次長 寺田 集施

提案理由

平成 2 5 年 7 月 1 0 日の佐藤前教育委員の任期満了にともない、委員長職務代理者を選任しようとするものである。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(委員長)

第12条 教育委員会は、委員（第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから、委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は、1年とする。ただし、再選されることができる。

3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。